

SAGA2024全障スポ佐賀県選手動画制作業務委託仕様書

1. 委託業務名

SAGA2024全障スポ佐賀県選手動画制作業務

2. 目的

今年開催される第 23 回全国障害者スポーツ大会佐賀大会（以下、「SAGA2024全障スポ」という）には、地元開催県枠として佐賀県から過去最高の選手が出場する。これだけの選手が出場するのは、まさに約50年に一度の貴重な機会であり、さまざまな障がい区分の選手が出場するこの機会に、選手たちが日々活躍する姿を映像として残す必要があると考えている。これにより、SAGA2024全障スポ開催後においても、パラスポーツの理解促進、普及啓発につなげることとする。

3. 契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）12月27日（金曜日）まで

4. 委託額

金 6,200 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5. 事業概要

(1) SAGA2024全障スポ佐賀県選手撮影、素材蓄積業務

下記における佐賀県選手の活躍の様子を撮影し、動画制作における素材の蓄積を行うこと。

- ① SAGA2024全障スポリハーサル大会（4月28日、6月8日、6月9日）
- ② SAGA2024全障スポ（10月26日～28日）

(2) SAGA2024国スポ・全障スポ佐賀県選手団結団式における激励動画の制作

上記(1)の①において撮影した素材及び別途県が提供する写真、動画等を交えて、SAGA2024国スポ・全障スポ佐賀県選手団結団式で放映する選手団激励動画を制作すること

① 大型ビジョンに放映する佐賀県選手団激励動画の制作

- ・動画は5分程度とする。
- ・国民スポーツ大会・全障スポ佐賀県選手団の出場全競技を紹介できる内容とすること。
- ・佐賀県全体で選手団を応援していることが伝わるような構成とすること。
- ・視覚障がいや聴覚障がいのある方にも配慮し、字幕やナレーションを施すなど誰もが視聴しやすい工夫をすること。
- ・結団式後は、県や県スポーツ協会、一般社団法人佐賀県パラスポーツ協会（以下、「県パラスポーツ協会」という）の YouTube に投稿することを鑑み、著作権処理等を適切に行うこと。
- ・データは USB 等の記録媒体に保存した状態で納品すること。

② 納品日：令和6年（2024年）8月19日（月）

(3) SAGA2024全障スポ佐賀県選手団解団式における振り返り動画の制作

- ① 大型ビジョンに放映するSAGA2024全障スポ佐賀県選手団の振り返り動画の制作
 - ・動画は5分程度とする
 - ・事前に県において撮りためた映像のほか、SAGA2024全障スポ大会期間中において撮影した佐賀県選手団の活躍の様子を振り返ることができる内容とすること。
 - ・佐賀県全体で選手団を応援し、労っていることが伝わるような構成とすること。
 - ・視覚障がいや聴覚障がいのある方にも配慮し、字幕やナレーションを施すなど誰もが視聴しやすい工夫をすること。(速報版では不要とする)
 - ・完成版は、県や県パラスポーツ協会のYouTubeに投稿することを鑑み、著作権処理等を適切に行うこと。
 - ・データは、別途指定する規格により即時に投影可能な状態で納品すること。
- ② 納品日：(速報版)令和6年(2024年)10月28日(月)16:00
(完成版)令和6年(2024年)11月15日(金)
- (4) 佐賀県選手の活躍の様子を構成に伝える動画の制作
 - 約50年に一度の地元開催となるSAGA2024全障スポでの選手やそれに関わる人たちの活躍を後世に伝えることのできる動画を制作する。
 - ① 県及び県パラスポーツ協会のYouTube等で紹介する動画の制作。
 - ・動画は10分程度とする
 - ・視覚障がいや聴覚障がいのある方にも配慮し、字幕やナレーションを施すなど誰もが視聴しやすい工夫をすること。
 - ・著作権処理等を適切に行うこと。
 - ・データはUSB等の記録媒体に保存した状態で納品すること。
 - ② 納品日:令和6年(2024年)12月27日(金)

5 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の遂行にあたっては、県と十分に協議し行うものとする。
- (2) 本業務において、第三者が所有する素材(映像、写真・イラスト等)を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うものとする。
- (3) 受託者が作成したデータや写真、イラスト、文書等の成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、県に帰属するものとする。
- (4) 県及び県スポーツ協会が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。

6 その他

- (1) 本業務に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないように徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、确实かつ速やかに破棄又は消去すること。
- (2) 本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議を行い、本仕様書の記載事項を変更することができるものとする。

る。

(3) 委託業務の完了後、速やかに業務完了報告書、請求書等の関係書類を県に提出すること。

7 契約方法 企画コンペ方式による随意契約

8 支払方法 完了払い